

加古川市調整給付金（不足額給付分Ⅰ）（※）申請書

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
加古川市長 様

※本様式を提出いただいた場合、加古川市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

調整給付金（不足額給付分）とは

調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに、1万円単位で切り上げて支給するものです。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から加古川市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方）
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方） など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には不足額給付分は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。） - III > 0 となる納税義務者

- I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数※1 - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
- II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
- III 調整給付金の額

- ② 不足額給付分の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成・西暦	
	年 月 日	(電話)

【代理申請を行う場合】

(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	現 住 所
		大正・昭和・平成・西暦	
		年 月 日	(電話)
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分Ⅰ)申請書の提出を委任します。		本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

下記記載の提出書類を添えて、ご提出ください。

提出書類

☐ 『調整給付金（不足額給付分Ⅰ） 申請書』（本書類）

※必要事項をご記入ください。

- ☐ 誓約書・同意事項（表面中段）
- ☐ 申請者の氏名
- ☐ 署名（裏面下部）

☐ 『調整給付金の支給確認書の写し、支給決定通知書 など』

※ 令和6年に給付された調整給付金の額がわかる資料をご用意ください。

↓
受給要件に該当せず調整給付金を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し（コピー）』

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写しをご用意ください。

☐ 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

- ※ 申請者のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証などの写し（コピー）を下の本人確認書類貼付欄に添付してください。
- ※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。
- ※ 法定代理人の場合は、登記事項証明書の写し（コピー）も添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証などの写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付